

平成23年1月から、「製品プラスチック」と「その他の紙」のリサイクルが始まります。

①「製品プラスチック」【新たな分別区分】

✕ プラマークのないプラスチック製品

収集：6週に1回

大きさ60cm未満、重さ10kg未満のもの

台所用品



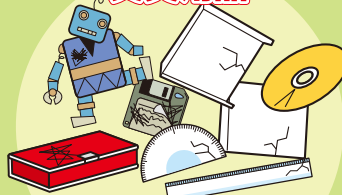
- ボウル ●ザル
- 三角コーナー ●タッパ
- 弁当箱 ●コップ など

収納用品



- 衣装ケース ●ごみ箱
- カゴ ●ポリタンク
- バケツ など

文具用品



- 筆箱 ●定規 ●フロッピーディスク
- CD、MD、DVD(ケース含む)
- おもちゃ など

屋外用品



- プランター ●植木鉢
- じょうろ ●ちりとり
- 洗濯ばさみ など

製品プラスチックの出し方

- 市の規格袋に入れて出してください。
- 砂などの汚れは落として出してください。
- 壊れたものでも出せます。

※「リサイクルするプラスチック」の名称が「容器包装プラスチック」へ変わります。(出し方は変わりません)

次のものは「燃やすごみ」のままです。

✕ 軟らかい素材のもの



- スポンジ ●ビニールシート
- ラップ ●ビニールホース

✕ ひも状のものを含むもの



- ビデオテープ ●カセットテープ
- 荷造りひも

✕ 他の素材が多く含まれるもの



- スキーブーツ
- インラインスケート

②「その他の紙」【分別区分の変更】

新聞紙、段ボール、紙パック、雑誌以外のリサイクルできる紙。

回収：月に1回 (古紙回収日)

紙以外の素材がついたもの



- カップめんのかた ●スナック菓子の紙かん
- 入浴剤などの紙かん ●用土、肥料の紙袋
- 感熱紙 など

食品や油などがついたもの



- ケーキ、ドーナツの箱
- 小麦粉、片栗粉の袋
- ファーストフードの箱、袋、紙コップ など

紙箱・紙袋・包装紙と結末に適さないもの



- ティッシュボックス ●菓子箱
- たばこの箱 ●商店の紙袋や包装紙
- ラップなどの紙芯 ●レシート
- 切手 ●割り箸の袋 など

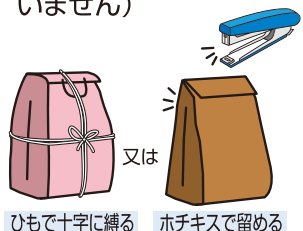
はがき・封筒プリントなど



- はがき、封筒 ●メモ用紙
- ファックス用紙 ●プリント類 など

その他の紙の出し方

- 紙袋に入れて袋の口を折り、ひもで十字に縛るか、ホチキスで留めます。(紙袋がない場合ひもで十字で縛っても構いません)



ひもで十字に縛る または ホチキスで留める

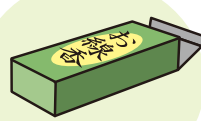
- 古紙回収の日に他の古紙と一緒に集積所へ出してください。

次のものは「燃やすごみ」のままです。

✕ 汚れが落ちない紙 ✕ 強い臭いの付いた紙



- 食品で汚れた紙
- ティッシュ



- 線香の箱

✕ 油を通さない紙 (耐油紙)



- アイスのカップ

✕ シール加工などの特殊な紙



- シール、ステッカー
- ガムテープ ●写真

区分	変更後の分別区分(10分別 14品目)	収集頻度
再資源化しないもの	①燃やすごみ	週2回
	②燃やさないごみ	6週1回
	③大型ごみ(一部資源化)	申込制
再資源化するもの	④容器包装プラスチック	週1回
	⑤製品プラスチック	6週1回
	⑥古紙類(5品目)	月1回
	ア)新聞紙	
	イ)段ボール	
	ウ)紙パック	
	エ)雑誌	
	オ)その他の紙	
	⑦かん類・ペットボトル	2週1回
	⑧びん類	2週1回
⑨小型家電・金属類	6週1回	
⑩廃乾電池	年2回	

※下線が今回変更となった部分です。

「製品プラスチック」として出せるものの例

あ行	衣装ケース	か行	ゲームソフト	さ行	スプーン	は行	ビート板		
	椅子		コップ		洗濯かご		フォーク		
	印鑑		ごみ箱		洗濯ばさみ		筆箱		
	植木鉢・皿		米びつ		洗面器		布団たたき・はさみ		
	MD(ケース含む)		コンタクトレンズケース		た行		タッパ	プラモデル	
	お盆		皿				たらい	プランター	
	おまる		ざる				茶碗	フロッピーディスク	
	おもちゃ		三角コーナー				ちり取り	分度器	
	か行		かご				サングラス(ケース含む)	DVD(ケース含む)	ヘアブラシ
			傘立て				CD(ケース含む)	トイレコーナー	弁当箱
皮むき器		下敷き	灯油用ポリタンク(中身を抜いて)	本立て					
キャッシュカード		しゃもじ	トロフィー	ま行					
霧吹き		収納ケース	人形			麻雀パイ			
くし		定規	は行			虫取りかご			
靴べら		じょうろ	ハエたたき		名刺ケース				
クレジットカード		食器	バケツ		めがね(ケース含む)				
計量カップ・スプーン		ストロー	箸		メガホン				
			ハンガー		や行	湯たんぼ			

- ※1 「軟らかい素材のもの」、「ひも状のものを含むもの」、「他の素材が多く含まれるもの」は出せません。
- ※2 複合素材のものはできる限り分別してください。
- ※3 サーフボードなどに使われる強化プラスチック製のものは販売店や専門業者へ処理を依頼してください。
- ※4 使い捨てライターは「燃やさないごみ」に出してください。
- ※5 製品プラスチックについて分別に迷ってしまったら「製品プラスチック」として出してください。

「その他の紙」として出せるものの例

あ行	色紙(折り紙)	か行	薬箱	た行	宅配便の複写伝票	は行	ファックス用紙		
	お菓子の箱		靴箱		たばこの箱		ファーストフードの袋等		
	か行		カーボン紙		ケーキの箱		小さな紙	封筒	
			カップめんふた		小切手		ティッシュボックス	付箋	
			紙コップ		コピー用紙		テープの芯	ふりかけの素等の袋	
			紙皿		小麦粉・片栗粉の紙袋		手帳	包装紙	
			紙袋		さ行		伝票類	ポスター	
			ガム等の包装紙				磁気カード	伝票類	ホッチキスの付いた紙
			画用紙				習字の紙(半紙)	トイレットペーパーの芯	ま行
			感熱紙				シュレッダー紙	入浴剤等の紙かん	
切手		食品類の箱	ノーカーボン紙	や行					
切符		スナック菓子の紙かん	はがき	ら行					
牛乳びんのふた	洗剤の箱	花・野菜の種の紙袋	レシート						
	ダイレクトメール	ファイル(金具を除く)	わ行	割りばしの袋					

- ※1 「汚れが落ちない紙」、「強い臭いの付いた紙」、「油を通さない紙」、「シール加工などの特殊な紙」は出せません。
- ※2 汚れている場合は水で汚れを落してください。汚れが落ちなければ「燃やすごみ」に出してください。
- ※3 紙を破いてみてビニールが伸びるものはリサイクルできません。
- ※4 複合素材のものはできる限り分別してください。
- ※5 ごみ箱の脇などに紙袋を用意し、「その他の紙」を分別して紙袋に入れると分別しやすいです。
- ※6 その他の紙について分別に迷ってしまったら「燃やすごみ」として出してください。



ごみについてのお問い合わせ先

■ 環境整備課(平)	22-7440	■ 四倉支所市民課	32-2111	■ 田人支所	69-2111
■ 小名浜支所市民課	54-2111	■ 遠野支所	89-2111	■ 川前支所	84-2111
■ 勿来支所市民課	63-2111	■ 小川支所	83-1111	■ 久之浜・大久支所	82-2111
■ 常磐支所市民課	43-2111	■ 好間支所	36-2221		
■ 内郷支所市民課	26-2111	■ 三和支所	86-2111		

外国の方のお問い合わせ先 : A detailed English guide to rubbish collect is available at the Coordination and Citizenry Affairs Division 22-7415

※このリーフレットは、「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック(H21.2.発行)」と併せて保管してお使いください。